

「消費者取引の対策」のロジックモデル

現状把握 ・課題設定	インプット	アクティビティ	アウトプット	アウトカム	インパクト
<p>特定商取引法及び預託法等の関連法令を適切に執行し、訪問販売、連鎖販売取引等の規制対象取引に係る法違反行為に厳正かつ適切に対処することにより、取引の公正の確保及び消費者被害の防止を図る。</p>	<p>予算: 約81百万円</p> <p>予算: 約3.2百万円</p>	<p>①法執行専門職員を採用するための給与と、法令に基づいた適正な調査を行うための出張に係る旅費等の予算を活用することで、特定商取引法等に基づき立入検査や報告徴収などの調査を行い、迅速かつ厳正に行政処分を行う。</p> <p>②消費者庁、経済産業局等及び都道府県で収集した特定商取引法違反事業者等の情報を集約し、これら関係機関の間での情報一元化を実現するためのシステムである「特商法執行ネット」を安定的に運用するための予算措置を通じて、都道府県をまたがる全国的な広がりがある重大な消費者被害のおそれのある違反事案の端緒情報等について、迅速な情報共有を行い、効率的な調査を行う。</p>	<p>①国による特定商取引法及び預託法に基づく行政処分件数は89件であり、そのうち、売上高10億円以上の事業者等に対する行政処分は44件である。</p> <p>②都道府県との共同調査を積極的に行い、都道府県と同日付けで12件の行政処分を行った。</p>	<p>悪質事業者及びその役員等に対する行政処分(業務停止命令・指示処分・業務禁止命令)を行うことで、悪質事業者が市場から排除されることで、健全な商取引が達成される。加えて、悪質事業者の違反行為事例について、行政処分時にその内容を周知することで、消費者の特定商取引法等に関する理解が促進され、消費者被害の発生を未然に防ぐ。</p>	<p>消費者取引の公正の確保及び消費者被害の防止。また、健全な商取引の増加による日本経済の活性化の実現。</p>